

東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議 中間のまとめ 主なポイント

1 有識者会議の目的

国際スポーツ大会は、都民の健康づくりや都市の活性化などに有効で、今後も都として招致・開催を推進していく。

一方、スポーツの根幹はフェアネスにあり、大会の運営組織も、公正で信頼されることが必須。そのために都が大会運営組織へどのように関与するかを議論

2 議論の成果

- 有識者会議では、コーポレートガバナンス・コード、スポーツ団体ガバナンスコード、世界陸上の設立準備会「中間の整理」、東京2020大会・公式報告書等を参考にしながら議論・検討
- 委員から、企業統治の専門的知見等に立った、具体的事例を含めた助言をいただいた。

反映

大会運営組織の具体的取組、その実現に向けた都の関与を明示したガイドラインを策定

大会運営組織の主体的運営

- ・ガバナンスの確立とその適切な運用
- ・国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与
- ・国際スポーツ大会への都民の参画機会の確保

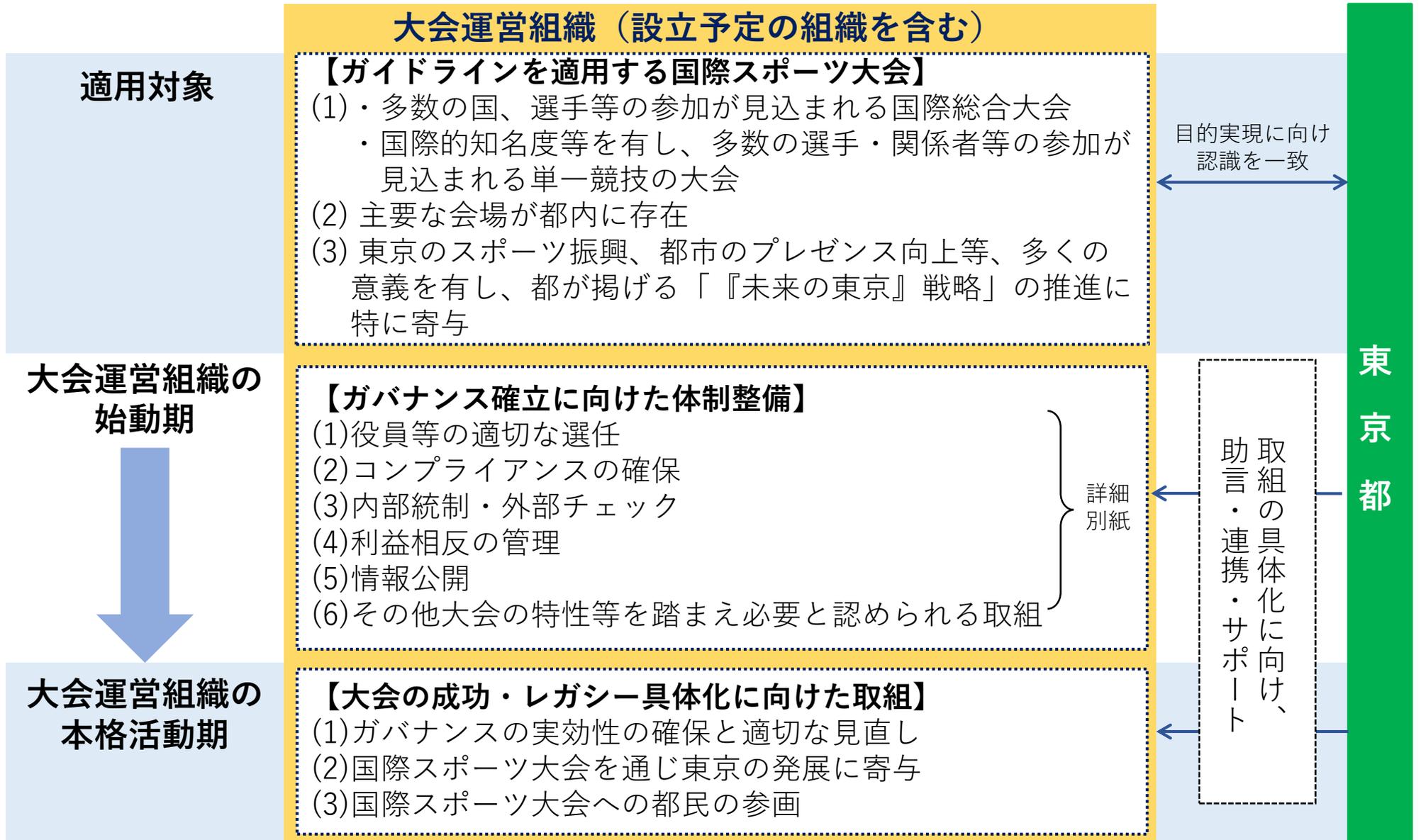
取組に対して、
助言、連携、サポート

東京都

3 今後の国際スポーツ大会に向けて

- ・2025年に開催予定の世界陸上とデフリンピックの準備運営体制の構築に向けて、各大会の特性等を踏まえつつ、ガイドラインを活用
- ・ガイドラインは、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」の検討状況等も参考に、必要に応じて精査

「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」概要



大会運営組織のガバナンス確立に向けた体制整備

項目	考え方と具体的取組例
①役員等の適切な選任	<p>○理事等が組織全体の運営改善に不断に取り組むとともにその権限を適切に行使できるように適切に体制整備を行うことが重要</p> <p>◀取組例▶ ・役員等選考委員会を設置、選任方針を策定 ・役員等の行動規範の策定や就任時の誓約</p>
②コンプライアンスの確保	<p>○コンプライアンス確保に必要な体制整備に加え、役員や職員のコンプライアンスに係る知識の習得や意識啓発が重要</p> <p>◀取組例▶ ・コンプライアンス委員会を設置、監事等と情報共有 ・通報しやすい仕組みを備えた通報窓口を設置 ・当初から役員・職員へのコンプライアンス教育を継続的に実施 ・風通しの良い組織風土形成に向けた意識啓発</p>
③内部統制・外部チェック	<p>○公正妥当と認められる会計の原則にのっとった会計処理を行うことが重要</p> <p>◀取組例▶ ・収入・支出のプロセス等を事前及び事後に監督する契約・調達管理委員会を設置 ・内部監査部門を主として、監事・会計監査人との連携体制を構築</p>
④利益相反の管理	<p>○利益相反取引の管理は、法令上の遵守事項でもあり、組織の利益を損なうことを防ぐために重要</p> <p>◀取組例▶ ・利益相反の該当性をチェックする仕組みを構築 ・出向者が契約等にかかわる場合の規制や、権限・責任を明確化</p>
⑤情報公開	<p>○大会運営組織の開示する情報が都民との信頼関係を醸成するために重要</p> <p>◀取組例▶ ・法定事項に加え、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信 ・非公開情報は、情報公開とは別の方法で、公正性を担保できる仕組みを構築し、非公開の理由を含め考え方を丁寧に説明</p>

東京都における国際スポーツ大会の
ガバナンス強化に向けた有識者会議

中間のまとめ

令和4年12月26日

はじめに

国際スポーツ大会の開催は、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにした多くの都民、とりわけ次世代を担う子供たちに、スポーツのすばらしさや大きな感動を与え、夢や希望を抱かせます。

大会を機に、世界中のアスリートが大会関係者・観客が東京を訪れ、国籍・文化・世代・障害など多様な背景をもつ人々が交流することは、国際親善・平和などに大きく寄与することはもとより、東京の活性化やプレゼンス向上にもつながります。

東京2020大会は、年齢や障害等を越えたアスリートの輝きによる共生社会の実感やバリアフリー化をはじめとする街や暮らしの変化など多くのレガシーをもたらしました。

東京では、2025年世界陸上、デフリンピックの開催が予定されています。

東京2020大会の経験も踏まえ、将来の国際スポーツ大会のガバナンスや情報公開、都としての大会への関与の在り方などについて、議論を深める必要があります。

このため、法律・会計・スポーツビジネス等の専門家からなる本有識者会議を設置し、ご助言をいただきながら、ガイドラインを策定することとしました。

この度、本会議の中間のまとめとして、有識者委員からのご助言を反映したガイドラインを策定しました。

東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた「有識者会議」

1 有識者会議の目的

国際スポーツ大会は、都民の健康づくりや都市の活性化などに有効で、今後も都として招致・開催を推進していく。

一方、スポーツの根幹はフェアネスにあり、大会の運営組織も、公正で信頼されることが必須。そのために都が大会運営組織へどのように関与するかを議論

2 議論の成果

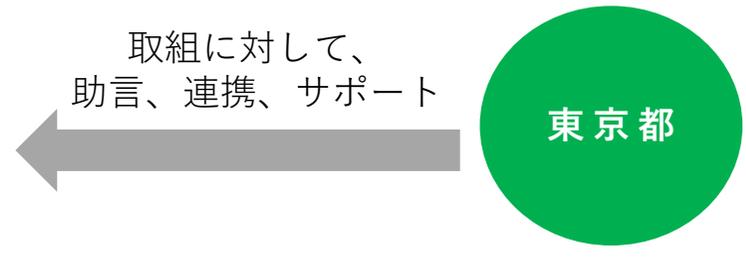
- 有識者会議では、以下の材料を参考にしながら議論・検討
 - ・コーポレートガバナンスコード（東証作成）
 - ・スポーツ団体ガバナンスコード（スポーツ庁作成）
 - ・2025年世界陸上選手権大会の開催に係る運営組織の設立準備会「中間の整理」
 - ・東京2020大会・公式報告書 等
- 委員から、企業統治の専門的知見等に立った、具体的事例を含めた助言をいただいた。



大会運営組織の具体的取組、その実現に向けた都の関与を明示したガイドラインを策定

大会運営組織の主体的運営

- ・ガバナンスの確立とその適切な運用
- ・国際スポーツ大会を通じ東京の発展への寄与
- ・国際スポーツ大会への都民の参画機会の確保



1 役員等の選任

役員等選考の透明かつ公正な手続を担保するために、また、選任された役員等が適切に役割を果たすためにどのような工夫があるか

(委員からの意見)

- 役員等選考委員会では、候補者の兼職状況や適任である理由等の資料を基に、中立な立場から選考するというプロセスが重要
- 役員の構成として、中立的な外部委員のみだと運営に支障を来す側面もあるので、組織の特性に応じてバランスを考えた上で、構成を決めていくことになる
- 評議員は理事を監督するため、中立性の確保が重要
- 候補者の選考に当たっては、求められる役割・能力等をスキルマトリックスなどで整理した上で、選任していくことが重要

(ガイドラインへの反映内容)

都は、例えば、次のような取組について、助言を行う。

- 外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置
- 外部理事の目標割合等を定めた役員等の選任を行うための方針（役員等選任方針）の策定
- 各理事等がその役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書提出
- 機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討

2 コンプライアンスの確保

委員会の活動や教育の実施、通報制度の活用等、コンプライアンス確保に向けて、どのような工夫があるか

(委員からの意見)

- 外部専門家は情報アクセスが限られているので、コンプライアンス委員会は組織の中に設置したうえで、コンプライアンス委員会から監事等に情報を共有する体制が重要
- コンプライアンス教育について、研修後のレポート提出やテスト実施など、誰もが一定の知見に達する方法の検討が重要
- 役員に対して、選任前にコンプライアンス教育を行い、就任後も定期的に継続教育していくことが重要
- 通報窓口は内部及び外部に設けることを前提として、通報者が自らの不利益を考慮して通報を躊躇しないような処理体制の作り方が重要（外部窓口のみで一定の判断を可能にするなど）

(ガイドラインへの反映内容)

都は、例えば、次のような取組について、助言を行う。

- コンプライアンス委員会を組織内に設置
- コンプライアンス委員会と監事等の間で相互に適切な情報共有が行える体制の構築
- 就任時・採用時を含む役職員への継続的なコンプライアンス教育の実施
- 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置 など

3 予算・契約・調達の内部統制、外部チェックの仕組み

契約等の内容・プロセス等が適切に行われていることの確認や、監査体制の実効性担保に当たって、どのような工夫があるか

(委員からの意見)

- 契約等の内容・プロセスの確認について、事前チェックだけでは防げない事案も想定されるので、事後にもチェックする体制を整えることが重要
- 三様監査体制を前提として、外部からチェックできる範囲には一定の限界があるので、現場業務に精通している内部監査部門が重要であり、内部監査部門と監事・会計監査人が連携できるような体制構築を
- 契約等の内容・プロセスの確認について、一次下請・二次下請等も含めると膨大なチェックを行うことが必要となるため、チェックを行う範囲を明確化し、その範囲内については説明責任を課すということが良いのではないか

(ガイドラインへの反映内容)

都は、例えば、次のような取組について、助言を行う。

- 契約と調達を、収入・支出の両面において事前及び事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を構成員とする委員会を設置
- 内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築（特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組み構築）

4 利益相反の適切な管理

利益相反を管理する仕組みが効果的に機能するために、どのような工夫があるか。

特に、出向職員が出向元の契約に関係する際、利益相反を管理するためにどのような工夫があるか

(委員からの意見)

- 利益相反取引として事前に制限をかける範囲を明確化する基準を設けたうえで、監査等を担当する部署で、契約リスト等を基に定期的に事後チェックすることが重要
- 利益相反を排除することで公正性を確保できるが、全て排除してしまうと、企業の持つノウハウの活用できなくなる等の弊害もある。大部分の従業員が出向者から成る国際スポーツ大会の運営組織の特殊性に鑑み、契約等の権限・責任を明確にすることが重要
- 利益相反取引該当性のチェックについて、代替性の有無に応じ、当該取引の規模や特性、リスク度合いに応じて、段階的な管理を行うことが重要

(ガイドラインへの反映内容)

都は、例えば、次のような取組について、助言を行う。

- 国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定。特に、大会運営組織への出向について、利益相反取引の適切な該当範囲を定めた上で、各分野における高度な専門性を有する出向者に関し、契約等における規制の実施や権限・責任を明確化
- 利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築
- 利益相反取引に関し、取引の適正性を管理できる仕組みの構築

公開可能な情報範囲について、どのように整理されるべきか。また、非公開の情報についても公正性が担保されていることを確認するために、どのような工夫があるか

(委員からの意見)

- 国際スポーツ大会の運営組織は、公共性が高いことから、行政機関と比肩するような情報公開体制をどのように構築するかが重要
- 東京2020大会時においても、相当の情報公開を行っている。不足があると都民・国民から声が上がっていたら、それを参考にしていけると良い
- 関心が高い事項を積極的に発信することで、都民・国民に親しみを持ってもらおうという視点も重要
- 契約内容の詳細など公開できない情報が一定程度あるのは当然だが、その理由を丁寧に説明した上で非公開とすることやエッセンスを共有することなど工夫をすることも重要

(ガイドラインへの反映内容)

都は、例えば、次のような取組について、助言を行う。

- 法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関し、積極的な発信
- 公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明
- 非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築

6 組織活動時の関与

組織の設立時に確保されたガバナンス強化や情報公開の取組みを、組織設立後、運営時において維持し続けるためにどのような工夫があるか

(委員からの意見)

- 国際スポーツ大会の準備・運営体制に関する働きかけだけでなく、東京都が有する経験を踏まえた助言・提言が重要
- 適切なガバナンス体制を構築した後に、それが本当に機能しているか、業務の煩雑化による運営の停滞を招かないか等の視点を持って柔軟に見直していくことも重要
- 都が今後策定するガイドラインにおいて、厳し過ぎる内容を求めると、今後の国際スポーツ大会の招致に影響する恐れもある。大会の競技数や規模、運営主体の国際大会経験などに応じて都としての関与を工夫すべき。
- 公金が投入される大会には、行政としてチェックを行うことが重要

(ガイドラインへの反映内容)

- 都及び大会運営組織は、国際スポーツ大会の開催を通じてレガシーを創出し、東京の発展につなげていくため、大会運営上の重要事項等を事前協議の上、双方で具体化
- 予算・契約・調達のチェックを行う基準を定めるとともに、効率的なチェックを確保するため当該基準は実情に応じて定期的に見直しを実施
- 財政支出を行う場合、大会運営組織に対し、都と大会運営組織が共同でチェックを行う仕組みを整備

これからの国際スポーツ大会に向けて

ガバナンスコード等を踏まえ、世界陸上・設立準備会の「中間の整理」をベースとしながら、有識者会議における委員の意見を最大限に反映し、別添のとおり「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を策定しました。

本会議の議論を踏まえると、今後の国際スポーツ大会では、大会運営組織が、スポーツの根幹であるフェアネスを体現した公正で信頼されるものとなり、未来の東京につながるレガシーを残していくとともに、都民と共に大会を作り上げ、誰もがスポーツの力を実感できる機会を確保していくことが、求められます。

東京では、2025年に世界陸上とデフリンピックが開催される予定です。大会の成功に向けて、関係者が力を合わせて、しっかりとした準備運営体制を構築していくことが重要です。今後、関係者との協議において、それぞれの大会の特性等を踏まえつつ、このガイドラインを活用していきます。

また、現在、国において、「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」で、スポーツ大会のガバナンスに関する検討が進んでいます。今後、その検討状況等も参考にし、必要に応じてガイドラインを精査していきます。

国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン

4 生推企 952 号

令和4年12月26日

第1 本ガイドラインの目的

国際スポーツ大会の開催は、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることにより、多くの都民、とりわけ次世代を担う子供たちに、スポーツのすばらしさや大きな感動を与え、夢や希望を抱かせる。

東京2020大会は、年齢や障害等を越えたアスリートの輝きによる共生社会の実感やバリアフリー化をはじめとするまちや暮らしの変化など多くのレガシーをもたらした。

国際スポーツ大会を機に、世界中のアスリートをはじめとする大会関係者や観客が東京を訪れ、国籍・文化・世代・障害など多様な背景をもつ人々が交流することは、国際親善・平和などに大きく寄与することはもとより、東京の活性化や都市としてのプレゼンス向上にもつながる。

国際スポーツ大会を通じ、スポーツの力によって東京の未来を創っていくには、東京2020大会の経験も踏まえ、より良い大会の姿を追求していかなければならない。

本ガイドラインは、こうした観点に立って、国際スポーツ大会の準備運營業務を担う組織（設立予定の組織を含む。以下「大会運営組織」という。）に対する都の関与のあり方について基本的な事項を定める。

大会運営組織が、スポーツの根幹であるフェアネスを体現した信頼されるものとなり、未来の東京につながるレガシーを残していくとともに、都民と共に大会を作り上げ、大会開催の意義が社会に敷衍していくよう、都として関与していく。

第2 本ガイドラインを適用する国際スポーツ大会

1 本ガイドラインを適用する国際スポーツ大会は、以下の全ての要件を満たすもののうち、都と大会運営組織が協議を行い、第1に掲げる目的の実現に向けて認識を一にした大会をいう。

- (1) 国際総合スポーツ大会においては、多数の国と地域、選手・関係者等の参加が見込まれるもの。単一競技の大会にあっては、国際的な知名度等を有し、多数の選手・関係者等の参加が見込まれるもの
- (2) 主要な会場が、都内に存在するもの
- (3) 東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わい創出に資すると期待されるなど、多くの意義を有し、国際スポーツ大会の準備・開催を通じて都が掲げる「『未来の東京』戦略」の推進に特に寄与する(SDGsの実現、DX活用等)と見込まれるもの

第3 これからの国際スポーツ大会における3要素（基本的な考え方）

第1で掲げる目的を達成するため、本ガイドラインの策定に当たっては以下の3点を基本とする。

1 適切なガバナンスの確保

大会運営組織は、スポーツの根幹であるフェアネスを体現し、法令及び社会規範の遵守、意思決定の公正性の確保等を図るため、適切なガバナンス体制を構築する。

都は、大会運営組織に対して、コンプライアンスや情報公開等、ガバナンス確保に必要な助言を行うとともに、その取組状況を確認する。

2 国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与

大会運営組織は、東京2020大会で生み出されたレガシーを国際スポーツ大会を通じて更に発展させていくとともに、未来の東京につながるレガシーを残していく。

都は、大会運営組織に対してこうした視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求めるとともに、都からも国際スポーツ大会を通じて目指す東京の未来についてのビジョンを大会運営組織に共有する。

3 都民と共に大会を作り上げていくため参画機会を確保

大会運営組織は、都民と共に大会を成功させていくことを基本とし、あわせて、大会が、年齢、障害の有無などに関わらず、都民誰もがスポーツの力を実感し、大会開催の意義が社会に広まっていくよう、大会への参画を推進する。

都は、大会運営組織に対してこうした視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求めるとともに、東京 2020 大会の経験を踏まえた都民参画の機会創出に取り組む。

第4 大会運営組織への都の関与

第3で示した3要素に沿った、大会運営組織の主体的な運営に対して、都は、以下のように関与する。

1 大会運営組織の始動期（組織設立時等）における着眼点と具体例

(1) 適切なガバナンスの確保に向けた体制整備

都は、競技数や規模、運営主体の国際大会の経験など、それぞれの国際スポーツ大会の特性等に応じ、必要な助言を行うとともに、次の①から⑥までに記載する取組について、大会運営組織と連携しながら具体化を図っていく。

① 大会運営組織における適切な役員等の選任と体制整備

《考え方》

組織運営上の重要な意思決定や業務執行に係る権限を有する理事等が、組織全体の運営改善に不断に取り組むとともに、その権限を適切に行使できるように適切な体制整備を行うことが重要である。

《取組例》

- (ア) 外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置
- (イ) 外部理事・女性理事の目標割合、各役員の役割などを定めた、役員等の選任を行うための方針（役員等選任方針）の策定
- (ウ) 各理事等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出

(エ) 機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討 など

② 継続してコンプライアンスを確保するための仕組みの整備

《考え方》

コンプライアンスの確保は、ガバナンスの基盤となるものである。コンプライアンスを確保していくためには、コンプライアンス委員会の設置等による体制整備に加え、組織に関わる役職員等が、コンプライアンスに係る知識を習得するとともに、風通しの良い組織風土の形成を通じてその実効性を高めるなどの意識啓発が重要である

《取組例》

- (ア) コンプライアンス委員会を組織内に設置
- (イ) コンプライアンス委員会と監事等の中で相互に適切な情報共有が行える体制の構築
- (ウ) 就任時・採用時を含む役職員等への継続的なコンプライアンス教育や職場における意識啓発に向けた取組の実施
- (エ) 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置 など

③ 適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築

《考え方》

国際スポーツ大会は、大きな社会的影響力を有する、公共性の高いものであり、また多くのステークホルダーから協賛金、寄附金等の資金も受領して活動しており、その資金を管理する大会運営組織のガバナンスの整備においては、公正妥当と認められる会計の原則にのっとりた会計処理を行うことが重要である。

《取組例》

- (ア) 契約・調達制度の構築

- (イ) 契約と調達を、収入・支出の両面において事前・事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置
- (ウ) 内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築（特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組みの構築） など

④ 利益相反を管理する仕組みの構築

《考え方》

利益相反取引の管理は、法令上求められる遵守事項でもあり、組織の利益を損なうことを防ぐためには、大会運営組織のガバナンス上、重要である。

《取組例》

- (ア) 国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定。特に、大会運営組織への出向について、利益相反取引の適切な該当範囲を定めた上で、各分野における高度な専門性を有する出向者に関し、契約等における規制の実施や権限・責任を明確化
- (イ) 利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築
- (ウ) 利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みの構築 など

⑤ 情報公開の仕組みの構築

《考え方》

都が関与する国際スポーツ大会は、大きな社会的影響力を有する、公共性の高いものであると考えられる。その大会運営組織が開示する情報は、都民との信頼関係を醸成するために、重要である。

《取組例》

- (ア) 法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関する、積極的な情報発信

- (イ) 公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明
- (ウ) 非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築 など

⑥ その他大会の特性等を踏まえ必要と認められる取組

2 大会運営組織の本格活動時における着眼点と具体例

(1) ガバナンスの実効性の確保と適切な見直し

都は、大会運営組織の主体的な運営が適正かつ効率的なものとなるよう、次の事項を行う。

- ① 第4の1(1)に記載されている事項の運用状況について必要な確認を行うとともに、状況を踏まえた適切な見直しが定期的に行われるために必要な報告の聴取及び助言

② その他国際スポーツ大会の特性等を踏まえ必要と認められる事項

《考え方》

大会運営組織は、適切なガバナンス体制を構築した後も、それが十分に機能しているか、必要以上に非効率な業務プロセスが生じていないか確認し、柔軟に見直していくことが重要である。

都は、その見直しに関して、必要な助言を行う。

《取組例》

- (ア) 予算・契約・調達チェックを行う基準を定めるとともに、効率的なチェックを確保するため、当該基準は実情に応じて定期的に見直しを実施

(2) 国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与

都及び大会運営組織は、国際スポーツ大会の開催を通じてレガシーを創出し、東京の発展につなげていくため、次の事項について双方で事前に協議の上、具体化を図る。

- ① 国際スポーツ大会の基本計画、開催ビジョン等の策定、都と連携した事業の実施、大会実施を阻害するリスクの管理計画、他大会運営上の重要事項

② その他国際スポーツ大会の特性等を踏まえ必要と認められる事項

《考え方》

東京 2020 大会のレガシーを継承しつつ、国際スポーツ大会を通じて、共生社会の実現や持続可能性への配慮、都市の魅力発信による東京の国際プレゼンスの向上等、大会をより良い東京の未来につなげていく。

《取組例》

- (ア) 最新のコミュニケーション・テクノロジーの活用
- (イ) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）など、持続可能性への配慮
- (ウ) 都との連携による文化・観光等PR

(3) 国際スポーツ大会への都民の参画

都及び大会運営組織は、国際スポーツ大会への都民の参画に向けて行う取組を推進するため、次の事項を行う。

① 都民が参画できる取組を行うに当たっての企画及び実現に向けた連携

② その他国際スポーツ大会の特性等を踏まえ必要と認められる事項

《考え方》

年齢、障害の有無などに関わらず、誰もがスポーツの力を実感し、大会開催の意義が社会に広まっていくよう、大会への都民の参画を促進することが重要である。

《取組例》

- (ア) 子供たちとアスリートとの交流
- (イ) デジタル技術を活用した多様な観戦スタイル
- (ウ) ボランティアの活躍 など

(4) 大会運営に係るサポート等

① 国際スポーツ大会は、競技数や規模、運営主体の経験などが異なることから、都はそれぞれの大会の特性等に応じたサポートを行うことができる。なお、サポートを適切に実施するため、大会運営組織との間に必要な事項を記載した協定を締結するものとする。

- (ア) 都は、第4の1(1)及び2(1)により大会運営組織において適正かつ効率的な運営が確保されることを前提に、大会運営組織からの求めにより、人的・財政的支援等を通じ、大会規模や態様等に応じて必要となるサポートを行うことができる。特に財政支出を行う場合、大会運営組織に対し、都と大会運営組織が共同でチェックを行う仕組みを整備するものとする。
 - (イ) 都が必要なサポートを行う場合においては、定期的に業務運営状況の報告を求めるものとする。また、必要と認められる場合には、大会運営組織に対して、大会準備状況や収支等に関する報告を求めるとともに、必要に応じて是正を求めることとする。
 - (ウ) その他、サポート内容も踏まえ、組織運営や事務執行の適正性の確認など、必要な対応を行うものとする。
- ② 本ガイドラインの実効性を担保するためには、文書の適切な保管・承継が重要であることから、大会運営組織は、必要な措置を行うとともに、都は助言を行う。

附則

(施行日)

- 1 このガイドラインは、令和4年12月26日から施行する。
(第2の1に該当しない国際スポーツ大会への準用)
- 2 ガイドライン第2の1に該当しない大会についても、ガイドラインの趣旨を踏まえた対応を工夫する。